

第3章 執行：総則

第1節 執行当事者

第538条 強制執行の当事者および主体。

- ① 執行開始を申立てて、取得する者、および、執行がその者に対して開始される者は執行手続きの当事者である。
- ② 第540条から第544条までの規定を害することなく、執行名義の中で債権者として現れる者の申立てにより、執行は以下の主体に対してのみ開始され得る：
 1. 同じ執行名義の中で債務者として現れる者。
 2. 執行名義に債務者として表示されることなく、法規定によって、または、公署証書で証明される保証の効力によって債務に対して個人的に責任を負う者。
 3. 執行名義に債務者として表示されることなく、執行がそのためになされるところの債務の支払いに特別に担保に供された財物の所有者である者、ただし、そのような供担保が法律に由来するか、または、公署証書によって証明される場合に限る。執行は、これらの者に関して、担保に供された財物に対して行われる。
- ③ 法が被執行者に付与する防御手段は、(その者に)執行は行われていないが、その者の財物に、当該財物が被執行者に属していないにも関わらず、裁判所が、それらの財物が(執行がそのためになされるところの)債務の履行の担保に供されていると理解して執行を拡張するよう命じるところのその者が使用できる。
- ④ 執行者が裁判所に対し、執行名義または法律が承認していない者または財物に対して執行を拡張するように誘導した場合、損害賠償の責任を負う。

第539条 代理および防御。執行費用と支出。

- ① 執行者と被執行者は、弁護士の指示を受け、訴訟代理士によって代理されなければならない。ただし、当該専門職の介入が必須でない訴訟で下された裁定の執行の場合を除く。

異議申立てのない支払命令手続き (proceso monitorio : 第4編第3章第1節参照) から派生する執行については、執行額が2,000ユーロを超える場合、弁護士および訴訟代理士の介入が必要になる。

調停合意または仲裁裁定に基づく執行については、執行額が2,000ユーロを超える場合、弁護士および訴訟代理士の介入が必要になる。

- ② 本法が(訴訟)費用に関して(判決)言渡しを明示的に規定するところの執行訴訟行為において、当事者は、本法第241条の規定に従って、その者に対応する費用および支出を満足させなければならない。ただし、費用に関する裁判所の決定、または、場合に応じて、裁判所書記官の判断の後になされる償還を害しない。

前段に含まれない執行訴訟の費用は、明示的な賦課を必要とせず被執行者が負担するが、その清算まで、執行者は、発生した費用および支出を満足させなければな

らない。ただし、被執行者または他の主体の申立てで実行される行為に対応する費用・支出を除く、これらは該当する行為を申立てた者が支払わなければならない。

第 540 条 承継の場合の執行者および被執行者。

① 執行は、執行者として執行名義に現れる者の承継者であることが証明される者に有利に、また、当該執行名義で被執行者として現れる者の承継者であることが証明される者に不利に、開始または継続される。

② 承継を証明するには、前項の目的のために、それを証する公署証書を裁判所に提出する必要がある。裁判所は、それら公署証書が、その有効性のために要求される要件が揃うことで、そのような目的に十分であると判断する場合、提出された公署証書に基づいて承継者とされる者に有利または不利に、それ以上の手続きなしに執行処理に取りかかる。

執行がすでに開始された場合は、場合に応じて、承継は被執行者または執行者に通知され、承継者とされる者に有利または不利に執行は継続する。

③ 承継が公署証書に証されていない場合、または、裁判所がその証書を十分であると判断しない場合、裁判所は裁判所書記官に対し、承継が発生したところの執行者または被執行者がなす請求を、執行名義で執行者または被執行者と証される者およびその承継者であると主張する者に、送付するよう命じる。また、15 日の間にその者たちを聴聞する。主張が提出されるか、主張がなされずにその期間が経過すると、裁判所は、執行の開始または継続のみを目的として承継について適切なものを判断する。

第 541 条 (夫婦) 取得財産共同体の財物への執行。

① 取得財産共同体の共有財産には執行開始されない。

② 配偶者の一方が負った債務に執行が依拠するが、取得財産共同体の共同財物が債務に対応しなければならないときは、債務者である配偶者に対してのみ執行請求を向けることができる、しかし、共同財物の差押えは他の配偶者に通知しなければならない、その際、(その配偶者に) 通常の間内に執行に異議申立てできるように、執行請求書と執行開始の決定書を送付する。執行への異議申立ては、被執行者に対応するものと同じ事由に基づくことができる、さらに、取得財産共同体の財物は、執行開始されたところの債務に対して責任を負うべきではないことに基づくことができる。異議申立てが後者の事由に基づく場合、債権者は、取得財産共同体の財物が(債務に) 責任を負うことを証明しなければならない。この責任が証明されない場合、被執行者の配偶者は、次項の規定に従って夫婦財産共同体の解消を申立てできる。

③ 配偶者の一方の債務に執行が依拠し、(その者の) 固有財物の欠如または不足により共有財物が追求される場合、それらの差押えは非債務者である配偶者に通知されなければならない。そのような場合、後者が夫婦財産制の解消を申立てすることを選択した場合、裁判所は、夫婦の意見を聞いて、財物の分割について妥当なものを裁定し、場合に応じて、共有財物についての執行を中断して、本法の規定に従って(執行が) 実行されるよう取り決める。

④ 前各項に規定されるケースで、差押えの通知を受けた配偶者は、不服申立てを提起できる、また、取得財産共同体の利益を守るために被執行者が利用できる異議申立て手段を使用することができる。

(参考：民法第 1344 条：取得財産共同体を介して、夫婦のいずれかが（その帰属）不分明に取得した利益または収益は、夫婦にとって共同財産となり、共同体解散のとき半分ずつ分配される。)

第 542 条 連帯債務者に対する執行。

① 1 人または複数の連帯債務者に対してのみ取得された判決、仲裁裁定およびその他の裁判上の執行名義は、訴訟当事者でなかった連帯債務者に対しては執行名義として機能しない。

② 執行名義が裁判外のものである場合、執行は、債務の連帯性を証明する、また、法律の規定に従って執行を必然的に伴う執行名義または他の書類に現れる連帯債務者に対してのみ行うことができる。

③ 複数の連帯債務者が執行名義に現れる場合、それら連帯債務者の 1 人または一部あるいは全員に対して、債務全額により、利息および費用を加えて執行請求できる。

第 543 条 一時的結社または団体。

① 執行名義において、異なる企業または団体(entidades)の組合または（企業）集団(agrupación)が債務者として現れる場合、これらの者の合意または法規定により、これらの者が連帯して組合または集団の行為に責任を負う場合にのみ、会員、メンバーまたは構成員に対して直接執行できる。

② 法律が、前項に係わる組合または（企業）集団のメンバーまたは構成員の責任の連帯的性質を明確に定めている場合、それらの者に対する執行開始のためには、組合または集団の支払い不能を証明する必要がある。

第 544 条 法人格のない団体

個別の主体として取引で行動する法人格のない団体に対する執行名義の場合、法的取引で団体の名で行動した会員、メンバーまたは管理者に対して執行することができる。ただし、裁判所の判断で、会員、メンバーまたは管理者の地位、および、団体の名で第三者の前で行動したことが適切に証明されることを条件とする。

前段の規定は、区分所有制度に基づく不動産所有者の共同体には適用されない。

第 2 節 管轄裁判所

第 545 条 管轄裁判所。強制執行における裁定の方式。

① 執行名義が、裁判所の裁定、本法が執行名義としての性質を認める裁判所書記官により下される裁定、または、裁判上で許可または承認された和解および合意に基づく場合、第一審で事案を審理した、または、そこで和解または合意が許可また

は承認された裁判所が、執行の一般的命令およびその開始を含む決定を下す管轄がある。

② 執行名義が仲裁裁定または調停合意である場合、裁定が下された場所または調停合意が署名された場所の第一審裁判所が、執行および対応する処理を拒否または承認する管轄を有する。

③ 前2項以外の（執行）名義に基づく執行については、本法第50条および第51条の規定に従って、対応する場所の第一審裁判所が管轄となる。執行は、執行者の選択で、（執行）名義に従って、債務履行地の第一審裁判所に、または、差押えできる被執行者の財物が所在する場所の第一審裁判所に申立てできる。ただし、いずれにしても、第1編第2章第2節第2款に含まれる明示的または黙示的（管轄）合意に関する規則は適用されない。

複数の被執行者があった場合、被執行者のいずれかに管轄権を有する裁判所が、前段に従って、執行者の選択により、管轄を有する。

前項の規定にかかわらず、執行が特別に抵当または質入れされた財物のみ及びときは、管轄は、本法第684条の規定に従って決定される。

④ 前3項で示されたすべての場合において、執行が及ぶべき被執行者の財物の特定、並びに、本法第589条および第590条の規定に従って必要な財物調査手段および適切な具体的執行措置を調整して、執行処理の有効性のために必要なすべての措置の採択は、裁判所書記官に対応する。

⑤ 執行手続きにおいては、次のことをなす裁判所の裁定は決定の方式を採択する：

1. 執行が承認および処理されるところの執行の一般命令を含む。
2. 訴訟上または実質的な事由に基づいた終局執行への異議申立てについて判断する。
3. 所有権の第三者性を裁定する。
4. その他本法に定めるもの。

⑥ 執行開始されるべき被執行者の財物を特定する裁判所書記官の裁定、および、本法に示されるその他の裁定は、（書記官）決定の形式を採択する。

⑦ 裁判所は、明示的にそう示される場合には命令によって判断する、それ以外の場合には、裁定は、（書記官）調整命令を通して裁判所書記官によって下される。ただし、（書記官）決定での裁定が適切なきを除く。

第546条 土地管轄の職権審査。

① 執行開始する前に、裁判所はその土地管轄を職権で調査し、申立てに添付された執行名義およびその他の書類に従って、土地管轄を有していないと判断する場合は、執行開始を回避する決定を下す。その際、原告に（執行）申立てを提起すべき裁判所を教示する。この裁定は、第552条第2項の規定に従って不服申立てできる。

② いったん執行開始されると、裁判所は、その土地管轄を職権審査できない。

第547条 強制執行での（管轄違いの）抗弁。

被執行者は、執行手続きの最初の通知を受け取った日から5日以内に、（管轄違いの）抗弁を提起して裁判所の管轄に異議申立てできる。

この抗弁は、本法第65条の規定に従って審理され、判断される。

第3節 執行の開始(despacho)

第548条 訴訟上または仲裁上の裁定または調停合意の執行待機期間。

訴訟上または仲裁上の裁定または調停合意の執行は、有責裁定が確定する日、あるいは、（仲裁）協定の承認の裁定または（調停）合意の署名の裁定が被執行者に通知される日から20日以内には開始されない。

第549条 執行請求。内容。

① 執行は、訴えの形式での当事者の請求によってのみ、開始される。そこでは以下が表明される：

1. 執行者が依拠する執行名義。
2. 場合に応じて、本法第575条の規定に従って請求される金額を明確にして、提出される執行名義に関連して求められる執行保護(tutela ejecutiva)。
3. （執行者が）知っている差押え対象となり得る被執行者の財物、および、場合に応じて、執行の目的に十分であると考えらるかどうか。
4. 場合に応じて、本法第590条の保護下で（財物の）所在確認および調査の手段。
5. 債務者として執行名義に現れることにより、または、本法第538条から第544条までの規定に従って執行対象となっていることにより、執行開始が求められるところの者。身元を特定する状況の表示を伴う。

② 執行名義が、裁判所書記官の裁定、または、執行を審理する管轄裁判所によって下される判決または裁定である場合、執行請求を、執行が求められる判決または裁定を特定して、執行を開始するという申立てに限ることができる。

③ 賃貸料または未払額の未払いによる、あるいは、法的または契約上の期間の満了による立退きを命じる判決の中で、あるいは、当該立退きを終了させる（書記官）決定の中で、請求に異議申立てがなかった場合、立退きの訴えの中でその執行の申立ては、当該裁定の直接執行のために十分である。この際は、判決自体に示される日時、または、被告への請求実行を命じるために設定された日に強制立退きに移行するためになんら他の手続きは必要ない。

④ 前条の法定待機期間は、賃料または未払金の未払い、あるいは、法的または契約上の期間の満了による立退きを命じる裁定の執行には適用されない。執行はこのような場合の規定に従う。

ただし、常住居の場合は、強制立退きの前に、本法第441条第5項の規定に従って手続きされている必要がある。

第550条 執行請求に添付しなければならない書類。

① 執行請求には次のものが添付される：

1. 執行が、訴訟記録に証される判決、（書記官）決定、合意または和解に基づく場合を除き、執行名義。

執行名義が仲裁裁定の場合、さらに、仲裁協定書および当事者へのその通知の証明書類も添付される。

執行名義が公正証書に格上げされた調停合意である場合、調停手続きを成立させる最終セッションの調書のコピーも添付される。

2. 訴訟代理士に与えられた委任状。ただし、判決、和解または裁判所が承認した合意の執行が申立てされたときに、代理権が“同じ書面で(apud acta)”与えられていないか、または訴訟手続きにまだ証されていないことを条件とする。

3. 非金銭的債務の金銭計算に適用された価格または相場を証明する書類。公式データまたは公知ではない場合。

4. 法律が執行開始に必要とするその他の書類。

② 執行請求には、執行者が執行のより良い展開のために有用または便利であると見なす、また、執行処理に関連のあるデータを含む、できるだけ多くの書類を添付できる。

第 551 条 執行の一般命令(*orden general*)および執行の開始

① 執行請求が提起されると、裁判所は、先決条件と訴訟上の要件が満たされ、執行名義が形式的不正行為の影響を受けず、また、請求される執行行為が執行名義の性質と内容に従っていることを条件として、執行の一般的な命令を含む、執行を開始する決定を下す。

これに先立ち、裁判所書記官は、破産法第 5 条の 2 第 4 項の規定のために、公的破産登録簿(Registro Público Concursal)を適時参照する。

② 前述の決定は次のことを表示する：

1. 執行が有利になされる者、および、執行が不利になされる者。

2. 執行が共同または連帯でなされるかどうか。

3. 場合に応じて、執行がそのために開始されるすべての細目での額。

4. 執行名義に規定されていることに従って、執行当事者または内容に関して、実行する必要があるものの明確化、同様に、本法第 538 条の規定に従って、債務に個人的責任を負う者、または、特にその支払いに担保に供された財物または執行が拡張されるべき財物の所有者に関して、実行する必要があるものの明確化。

③ 裁判官または上級裁判官によって決定が下されると、執行を担当する裁判所書記官は、執行開始の決定が出された日の同日または翌開廷日に、（書記官）決定を下す。これには以下が含まれる：

1. 可能であれば財物の差押えを含む、適切な具体的な執行措置。

2. 第 589 条および 590 条の規定に従って、被執行者の財物の所在確認および調査の措置。

3. 債務者に対してなすべき支払い請求の内容。法律がこの請求を規定している場合であって、（司法機関の）司法補助団の公務員により、または、（執行者が次のように）申立てた場合、執行者の訴訟代理士によりその請求がなされる場合。

裁判所書記官は、執行開始される自然人または法人である債務者の納税者識別番号を明示して、執行開始の決定の存在を公的破産登録局に通知する。公的破産登録局は、破産法規定の目的のために通知された納税者番号に関連してなされる（破産）登録実行を、執行を審理している裁判所に通知する。裁判所書記官は、執行手続の終了を、執行終了の場合、公的破産登録局に通知する。

④ 執行の承認と開始の決定に対しては、不服申立てできない。ただし、被執行者がなすことができる異議申立てを害しない。

⑤ 裁判所書記官が下す決定に対しては、執行の一般命令を下した裁判所に対して、中断効なしで、再審理の直接不服申立てを提起できる。

第 552 条 執行開始の却下。不服申立て。

① 裁判所が、執行開始に法的に要求される前提と要件が揃わないと判断した場合、執行開始を却下する決定を下す。

裁判所は、第 557 条第 1 項で引用される執行名義に含まれる条項のいずれかが濫用的と評価できるか職権で調査する。いずれかの条項がそのように評価できると認められると、当事者に 15 日の間で意見を聞く。これらの者が聴取されると、第 561 条第 1 項第 3 号の規定に従って、5 開廷日以内に妥当なものを取り決める。

② 執行開始を却下する決定は、直接控訴可能であり、債権者のみと共に控訴は審理される。債権者は、また、その選択で、控訴の前に（決定）変更の不服申立てを試みることもできる。

③ 執行開始を却下する決定が確定すると、債権者は、対応する通常訴訟において、執行請求の根拠となった確定判決または裁定の既判力がこの通常訴訟を妨げない場合、自己の権利を主張できるのみである。

第 553 条 通知。

執行を承認し、開始する決定、および、場合に応じて、裁判所書記官が下した決定は、執行請求のコピーとともに、被執行者に、または、場合に応じて、その者を代理する訴訟代理士に、呼出し状なしでいつでも執行に出頭できるように、同時に通知される。その場合は、その後の手続きは訴訟代理士が受け持つ。

第 554 条 執行を開始する決定の後の即時措置。

① 支払請求が規定されていない場合、第 551 条第 3 項第 2 号に係わる措置は、事前に被執行者の意見を聞くことも、その（措置の）ために下される（書記官）決定の通知を待つこともなく、直ちに有効になる。

② 支払請求を行う必要があるが、財物の所在確認と調査における遅延が、執行の適切な終了を妨げる可能性があることを明らかにして、執行者がそのように申立て

した場合は、執行担当裁判所書記官の判断で、前項に規定された方式で手続きされる。

第 555 条 執行の併合。

- ① 当事者のいずれかの申立てにより、または、職権で、同一の執行債権者と同一の被執行債務者との間の係属中の執行手続きの併合は、裁判所書記官によって取り決められる。
- ② 同一の被執行者に対して行われる（複数の）執行手続は、いずれかの執行者の申立てにより、最も古い手続きを担当する裁判所書記官が、すべての執行債権者の満足にとって都合が良いと考える場合、併合することができる。
- ③ 併合の申立ては、第 74 条以下の方法により審理される。
- ④ 執行が特別に抵当に入れられた財物のみに向けられる場合、他の執行手続きへの併合は、これら後者が同じ財物の上への他の抵当保証を有効にするために行われる場合にのみ取り決めることができる。

第 4 節 執行への異議申立て、および、法律または執行名義に反する執行行為の否認

第 556 条 訴訟上または仲裁上の裁定または調停合意の執行に対する異議申立て。

① 執行名義が、有責を宣告する訴訟上または仲裁上の裁定あるいは調停合意であった場合、被執行者は、執行開始決定の通知から 10 日以内に、支払いを、あるいは、判決、仲裁裁定または調停合意で命じられたことの履行を主張して、書面により執行に異議申立てできる。（支払い・履行は）書面で証明しなければならない。

また、執行請求権の失効、および、執行を回避するために合意された協定および和解でもって対抗できる。ただし、当該協定および和解が公署証書で証されることを条件とする。

- ② 前項の場合に提起される異議申立ては、執行の進行を中断しない。
- ③ 前 2 項の規定にかかわらず、第 517 条第 2 項第 8 号の決定により執行開始した場合において、裁判所書記官が執行に異議申立てが提起されたと裁定した場合、同じ裁定において、執行の中断を命じる。この異議申立ては、次条に規定される事由および以下に示される事由に基づくことができる：

1. 被害者の排他的過失。
2. 車両の運転または操作に関係のない不可抗力。
3. 過失の競合。

第 557 条 裁判上または仲裁上でない執行名義に基づく執行に対する異議申立て。

① 第 517 条第 2 項第 4、5、6 および 7 号に規定される執行名義による、また、第 517 条第 2 項第 9 号に係わる執行力のあるその他の書類による執行開始の場合、被執行者は、前条で規定される時と方法で、次のいずれかの事由に基づく場合、執行に

異議申立てできる：

1. 文書で証明できる、（被執行者の）支払い。
2. 執行力を有する書類に起因する流動性債権の相殺。
3. 現物債務の現金への計算における過剰請求(*pluspetición)または超過。
4. 時効および除斥期限。
5. 文書で証される、免除、期限の延長あるいは請求しない協定または約束。
6. 公署証書で証される、和解。
7. 執行名義に濫用条項が含まれている。

② 前項に規定する異議申立てが提起された場合、裁判所書記官は、その調整命令を通して、執行の進行を中断する。

（訳者注：pluspetición とは、請求できるまたは正当なものの上への請求の量的な超過およびその事由で発生する抗弁。”過剰請求”と訳した）

第 558 条 過剰請求による異議申立。特殊性。

① 過剰請求または（現物債務の現金への計算における）超過のみに基づく異議申立は、被執行者が、（自己が）正当と考える金額を裁判所書記官による執行者への即時引渡しのために裁判所にその金額を預けない限り、執行の進行を中断しない。この場合を除き、執行はその進行を継続するが、差押財物の売却による収益は、被執行者が支払義務を負うと認識した金額を超える部分で、異議申立てが裁定されない間、執行者に支払われない。

② 第 572 条および第 574 条に規定する場合において、口座および変動利息の残高について、執行を担当する裁判所書記官は、被執行者の申立てにより、（書記官）調整命令を通して、資金を事前に提供して、債務の額について意見を出す鑑定人を指定できる。この意見は、両当事者に、出された（鑑定）意見に関する主張を 5 日以内に提出するために、通知される。両当事者が意見に同意した場合、または、与えられた期間内に主張を提出しなかった場合、裁判所書記官はその意見に従って（書記官）決定を下す。この（書記官）決定に対しては、中断効なしに、裁判所に再審理の直接不服申立てを提起できる。

論争が生じた場合、または、当事者の一方のみが主張を提出した場合、裁判所書記官は、執行の一般命令を出した裁判所で審問（審問）を行う日時を指定する。

第 559 条 訴訟上の瑕疵による異議申立ての審理と裁定。

① 被執行者は、また、次の瑕疵を主張して執行に異議申立てできる。

1. 被執行者が請求される資格または代理権を欠いている。
2. 執行者の（訴訟）能力または代理権の欠如、または、請求する資格または代理権を証明しない。
3. 判決または仲裁裁定が有責の宣告を含んでいないことによる、または、提出された書類、仲裁裁定または調停合意が執行実行に要求される法的要件を履行してい

ないことによる、または、執行開始のとき、第 520 条の規定の違反による、執行開始の根本的無効。

4. 執行名義が公証人の原簿に記されていない仲裁裁定であった場合、その信憑性の欠如。

② 被執行者の異議申立てが、排他的にまたは他の事由や原因とともに、訴訟上の瑕疵に基づく場合、執行者は 5 日以内にそれらについて主張することができる。瑕疵が修正可能であると裁判所が判断する場合、それを修正するために命令を通して 10 日の期間が執行者に与えられる。

瑕疵または欠如が修正不能の場合、または、この期間内に修正されなかった場合、執行者に費用支払いを科して、開始された執行を無効にする決定が下される。裁判所が、異議申立てされる訴訟上の瑕疵の存在を認めなかった場合、裁判所は、異議申立てを却下する、また、執行を継続する決定を下し、被執行者に異議申立ての費用支払いを科す。

第 560 条 本案の事由(*motivos de fondo*)による異議申立ての審理。

訴訟上の(瑕疵等の)事由による執行に対する異議申立てについて裁定された場合、または、これら(訴訟上の事由)が主張されていない場合、執行者は、それら事由についての裁定の通知または(被執行者の)異議申立書の送付から数えて 5 日以内に、本案の事由に基づく異議申立てを否認できる。

両当事者は、それぞれの異議申立書および異議申立ての否認書において、審問の開催を申立てできる。異議申立てに関する論争が、持ち寄られた書類では裁定できない場合、裁判所は命令を通して審問を取り決め、裁判所書記官が、(執行者の)否認の手続き終了後 10 日以内に、その開催のため期日を指定する。

審問が申立てられない場合、または、裁判所がそれを開催することが適切でないと判断する場合、異議申立ては、次条の規定に従って、それ以上の手続きなしに裁定される。

審問の開催が取り決められるときで、被執行者が出廷しない場合、裁判所は、異議申立てを撤回したとみなし、第 442 条に規定される裁定を採択する。執行者が出廷しないと、裁判所はその者の意見を聞かないで、執行への異議申立てについて裁定する。両当事者が出廷すると、口頭審理裁判の規定に従って審問が行われ、次条の規定に従って妥当な裁定が下される。

第 561 条 本案の事由による異議申立てを裁定する決定(*auto resolutorio*)。

① 訴訟上の瑕疵に基づかない執行に対する異議申立てについて当事者に意見を聞いて、また、場合に応じて、審問が開かれると、裁判所は、執行のみを目的として、決定を通して、以下のいずれかの裁定を採択する：

1. 異議申立てが完全に却下される場合、(執行)開始された金額による執行進行は適切と宣言する。異議申立てが過剰請求に基づいており、これが部分的に却下された場合、執行は対応する金額に対してのみ適切であると宣言される。

異議申立てを完全に却下する決定は、第一審の費用支払いを命じる第 394 条の規定

に従って、異議申立て費用支払いを被執行者に命じる。

2. 第 556 条および第 557 条に規定される異議申立て事由の 1 つが認容される場合、または、第 558 条に従って認められた過剰請求が完全に根拠があるとみなされる場合、執行は適切ではないと宣言する。

3. 一個または複数の（契約等の）条項の濫用的性格が認められる場合、下される決定は、そのような性格の結果を決める、つまり、執行の不適切さを宣言するか、濫用と見なされる条項を適用せずに執行を開始する。

② 執行に対する異議申立てが認容される場合、執行は効力を失い、差押えおよび採択された担保保証措置は解除され、第 533 条および第 534 条の規定に従って執行開始前の状況に戻される。また、執行者に異議申立て費用支払いが宣告される。

③ 異議申立てを裁定する決定に対して控訴できる。これは、控訴された裁定が異議申立てを却下していた場合、執行の進行を中断しない。

控訴された裁定が異議申立てを認容している場合、執行者は、差押えおよび担保保証措置が維持されること、および、本法第 697 条の規定に従って妥当な措置の採択を申立てできる、そして、裁判所は、異議申立ての認容が追認された場合に、被執行者に対応する補償を確保するために、裁定自体に設定される十分な保証を執行者が提供することを条件として、命令を通して、そのように取り決める。

第 562 条 執行中の法律違反の異議申立て。

① 前数条の規定による被執行者による執行への異議申立てにかかわらず、第 538 条に係わるすべての者は、執行手続きの具体的行為を規制する規範の違反を、次の手段で告発できる：

1. 違反が、執行裁判所または裁判所書記官の裁定の中で証される、または、なされる場合、本法規定の（裁定）変更の不服申立てによって。

2. 本法で明示的に規定される場合には、控訴によって。

3. 不服を申立てる明示的裁定が存在しない場合、裁判所に向けての書面によって。書面には、主張される違反の是正が求められる裁定または行為が明確に記載される。

② 違反が（執行）行為の無効を伴うと主張された場合、または、裁判所がそうであると判断した場合、第 225 条以降の規定が準用される。裁判所書記官の前で当該無効が主張された場合、または、裁判所書記官が無効を宣言する事由があると判断した場合、執行を許可した裁判所に、それを裁定するために、通知する。

第 563 条 裁判上の執行名義に反する執行行為。

① 判決または裁判上の裁定により執行開始して、執行管轄裁判所が執行名義に反して裁定する場合、害される当事者は、変更の不服申立てを提起できる、それが却下された場合は、控訴できる。

執行名義に反する裁定が裁判所書記官によって下された場合、変更の不服申立ての後、裁判所に再審理の不服申立てできる、それが却下された場合は、控訴できる。

② 前項の場合、不服申立て当事者は、不服申立てされる具体的執行活動の中断を

請求できる。これは、裁判所の判断で、遅延によって相手方に生じる損害に対応する十分な保証を提供する場合に認められる。

保証は、第 529 条第 3 項第 2 号に規定されるいずれかの方法で設定できる。

第 564 条 執行異議事由に含まれない事実および行為に基づく被執行者の法的防御。

裁判での主張の可能性が排除された後、または、裁判外の執行名義が生じた後、本法によって執行に対する異議事由として認められるもの以外であるが、執行者の被執行者に対して、または、被執行者の執行者に対する権利に関して重要な事実または行為が発生した場合、それらの事実または行為の法的有効性に対応する訴訟で主張できる。

第 5 節 執行の中断および終了

第 565 条 執行中断についての範囲および通則。

① 執行は、法律で明示的に命じられる場合、または、執行に関与するすべての当事者が同意する場合にのみ中断される。

② 中断が決定された後、しかしながら、取決められた差押えの保証措置を適用または維持することができる、いずれにしても、すでに取決められた差押えは実行される。

第 566 条 確定判決の取消および再審理の場合の執行の中断、却下および再開。

執行開始後、不出廷判決の再審理申立てまたは取消しの申立てが提起され、受理された場合、執行管轄裁判所は、当事者の申立てにより、および、状況がそのように促す場合は、判決の執行行為を中断するよう命じることができる。中断を取決めるために、裁判所は、訴訟物の価値および判決が執行されないことによって引き起こされる損害賠償の価値による保証を、中断を申立てる者に要求しなければならない。裁判所は再審理の対象である判決の執行中断を決定する前に、検察官の意見を聞く。前段の保証は、第 529 条第 3 項第 2 段に定めるいずれかの方法で供することができる。

② 執行担当裁判所書記官に再審理の却下または不出廷判決の取消申立ての却下が明らかになると、執行中断は解除され、執行の継続が命じられる。

③ 裁判所書記官は、再審理が認容される時、または、不出廷判決が取り消された後で被告を無責とする判決が下されるときは、執行を取り消す。

④ 不出廷判決が取り消された後、取り消された判決と同一の内容の判決が言い渡されたとき、または、内容は異なるが有責判決があったときは、先の執行行為を有効と考慮して、当該判決言渡しの有効性を達成するのに役立つ可能性のある範囲で、その執行に移行する。

第 567 条 通常の不服申立ておよび中断。

通常の不服申立ての提起は、それ自体では執行行為の進行を中断しない。しかしながら、被執行者が、不服申立てしている裁定が自己に修復困難な損害を引き起こすことを証明する場合、（中断による）遅延がもたらす損害に対応するための十分な保証を、本法で許可される方法で提供して、執行開始した裁判所に不服申立てされた行為の中断を申立てできる。

第 568 条 破産状態または破産前状態の場合での中断。

- ① 被告が破産状態にあること、または、破産法第 5 条の 2 に係わる通知および同条で特定される財物に関する通知がなされたことが裁判所に証されるときは、執行を許可し、開始する決定は下されない。後者の場合、執行が物権的保証に影響を与えるときは、執行開始の欠如にかかわらず、最終的に破産が発生する場合への破産法第 57 条第 3 項の目的のために、執行は開始したものとみなされる。
- ② 裁判所書記官は、破産宣告が訴訟手続きに証され次第、その時の状態で執行の中断を宣言する。執行の開始および抵当および質権設定された財物のみに向けられるすでに開始された手続きの継続は、破産法の定めに従う。
- ③ 複数の被告があり、そのうちの 1 人または一部のみが前 2 項に係わる状態にあった場合、他の被告については執行は中断しない。

第 569 条 刑事先決問題による中断。

- ① 執行名義または強制執行の開始に関連する犯罪の様相を持つ行為を暴露する告訴の提起または告発の提出は、それ自体では、執行中断の宣言を決定しない。
ただし、犯罪の様相を持つ事実が確かである場合、執行名義の偽造または無効、あるいは、執行開始の無効性または違法性を決定する当該事実が調査されている刑事訴訟が係属中の場合、執行を承認した裁判所は、当事者と検察官の意見を聞き、執行の中断を取り決める。
- ② 前項の刑事訴訟が、その事実が存在しない、または、犯罪ではないことを宣言する裁定によって終了した場合、執行者は、第 40 条第 7 項の条件に基づいて、損害賠償を請求できる。
- ③ 本条第 1 項の規定にかかわらず、執行者が、第 529 条第 3 項第 2 号に規定されるいずれかの方法で、（執行者が）受け取るもの、および、執行が被執行者に与える損害に応えるために十分な担保を提供する場合、執行開始した裁判所の判断で執行を進めることができる。

第 570 条 執行の終了。

強制執行は、執行債権者が完全に満足を得た場合にのみ終了する。これは、裁判所書記官の決定によって取り決められる、この（書記官）決定に対して再審理の直接不服申立てを提起できる。